

# 豊浦町立豊浦中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせる恐れがある。

したがって、いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。こうした取組を進めるためには、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう体制の整備を行わなければならない。

### (2) いじめの定義：「いじめ防止」対策推進法第2条第1項」

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

なお、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えないが、実際に学校ではいじめとして取り扱う。また、いわゆる「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめと認知する。

### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 生徒が心豊かに生活できる「居場所づくり」、「絆づくり」、「環境づくり」に努める。

(2) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応を組織的に推進する。

- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして生徒一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 町内の小学校、中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで行う。
- (6) 本方針及び具体的な取組等については、学校だより等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

### 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

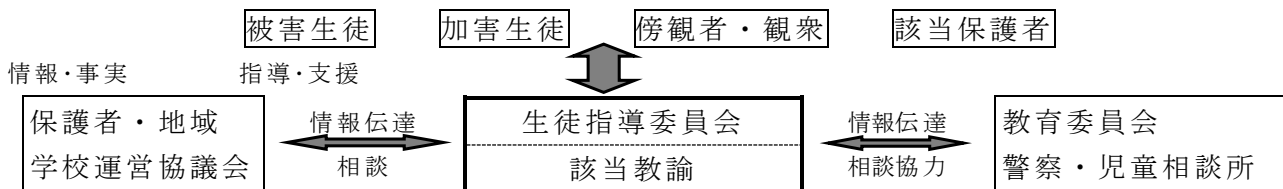
いじめの未然防止のため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置し、指導部と連携し、実効的な取組を推進する。

##### ア 構成

- ・校長、教頭、指導部長、教務主任、担任、養護教諭

##### イ 活動

- ・未然防止のための年間指導計画の作成
- ・調査及び教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめにかかわる生徒指導に関すること



上記のように教育委員会と常に連絡を取り合いながら、警察・児童相談所などの関係諸機関と相談、協力していく。又、保護者や地域との連携を密にし、情報を発信していくとともに、相談や情報提供を受けられるように体制を整える。

##### ウ 開催

- ・学期1回定例会を行う。
- ・いじめ事案が発生したときは、臨時に開催する。

#### (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査の実施

- ・生活アンケートの実施（8月、1月を除き、毎月実施）

#### (3) いじめの相談体制の整備

##### ア 定期的な教育相談の整備

##### イ スクールカウンセラーの活用

##### ウ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

#### (4) いじめの防止等にかかる教職員の資質の向上

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などにかかわる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ア 休業中のネットパトロールの実施
- イ 児童及び保護者にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。
- ウ 町PTA連合会の研修と連動し「豊っ子ネットラ3ヶ条」の啓発を行う。

#### (6) いじめの具体的な対応

- ア いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑いがある場合、速やかに事実の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた生徒や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対応に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ウ いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るために必要があると認められるときは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を保護者と連携を図りながら、一定期間、別室で学習させる措置を講じる。
- エ 生徒、保護者などいじめにかかわる関係者の関係改善のため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

#### (7) 重大事案への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実経過等の情報を適切に提供する。ただし、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- オ 調査結果は、教育委員会を通じて、豊浦町長に報告する。

### 4 学校いじめ基本方針の評価等について

#### (1) 本方針に基づき、次のことについて年間計画を作成する。

- ア 校内研修の取組
- イ いじめの対応にかかわる教職員の資質向上の取組
- ウ いじめの早期発見（アセスの活用）・いじめの対処に関する取組

#### (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

#### (3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

(4) 学校運営協議会への報告・評価

5 いじめ防止年間計画

月	学校・生徒指導委員会の取組	学年・学級の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の作成(見直し)</li> <li>・いじめ防止年間計画作成(見直し)</li> <li>・見直し容等、いじめの認知に関わる研修</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導交流会</li> <li>・アセスの実施①</li> <li>・生徒指導委員会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校引継ぎ情報の共有化</li> <li>・家庭訪問（R3は中止）</li> <li>・懇談会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ・ケータイ安全教室〔1学年〕</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔調査用〕</li> <li>・アセスの実施②</li> <li>・生徒指導委員会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセス研修</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談（1,2学年）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導事例研修会〔生徒指導部〕①</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談（3学年）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール〔休業中〕</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスの実施③</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会⑤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営の前期反省</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活アンケート」の実施〔調査用〕</li> <li>・生徒指導委員会⑥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊っ子ネットラ3ヶ条」研修(町P連)</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・学校評価〔管理職〕</li> <li>・生徒指導委員会⑦</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導事例研修会〔指導部〕②</li> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会⑧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営の年度末反省</li> <li>・懇談会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール〔休業中〕</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会⑨</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活アンケート」の実施〔指導部〕</li> <li>・生徒指導委員会⑩（反省、次年度へ向けて）</li> </ul>	

# いじめ防止対策推進法（概要）

## 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

「いじめ未然防止プログラム」年間の取組計画

【本校の取組の特色】

- 毎月、生活・いじめアンケートを行い、実態把握に努めています。また、学校環境適応感尺度「アセス」を年3回行い、教師の主観的な見とりだけに頼るのではなく、客観的なデータを用い、全教職員で共通認識・共通理解の上（年1回の研修も実施）で生徒指導を行っています。
- 学年縦割りの活動を生徒会活動の軸に据え、生徒会主催による異年齢集団の交流を計画的に行い、リーダーシップ、フォローシップの育成に努め、生徒の相互理解の伸長を図っています。

	項目	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備考
4	入学式 生徒会入会式 認証式 生徒総会 家庭訪問（R3中止）	入学式準備【環】	アセスを用いた学年・学級総覧【居】	ボランティア活動【絆】	全校集会【絆】	生徒指導交流会 生活アンケート実施
5	教育相談 1年スマホ・ケータイ安全教室 体育大会 避難訓練	教育相談【居】	学年縦割り活動・体育大会【絆】		スマホ・ケータイ安全教室【居】	教育相談アンケートの実施
6	1, 2年個人懇談 中体連壮行会 交流学習① 前期中間テスト 自然体験 ふるさと学習 高校説明会		アセスを用いた学年・学級総覧【居】			アセス集計・分析 いじめ意識調査
7	2年宿泊研修 3年修学旅行 防災（減災）学習 3年個人懇談			防災（減災）学習【環】		生徒指導事例研修会①
8	芸術鑑賞 交流学習②					
9	前期期末テスト 避難訓練 学校祭 ふるさと学習		アセスを用いた学年・学級総覧【居】			アセス集計・分析
10	生徒会役員選挙 認証式 福祉・職場体験（R3中止） 生徒総会 教育相談	教育相談【居】		職場体験【環】 福祉体験【居】		教育相談アンケートの実施
11	交流学習③ 後期中間テスト 2年デートDV講座					
12	3年性教育 全校レクリエーション 3年薬物乱用教室	全校レクリエーション【絆】	学年縦割り活動・全校レクリエーション【絆】		性教育【環】	生徒指導事例研修会②
1	合格祈願絵馬作り 3年学年末テスト 新入生体験入学					学校基本方針の見直し
2	1, 2年年学年末テスト					年間活動計画の重点項目・観点の検討
3	3年生を送る会 卒業式 修了式	卒業式準備【環】				年間活動計画の決定
4						

※【居】【絆】【環】は、【居場所づくり】【絆づくり】【環境づくり】の各観点を示しています。